

平成 27 年 10 月 1 日
関東管区行政評価局
(局長：白岩 俊)

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications



三郷一日合同行政相談所

関東管区行政評価局では、埼玉行政相談委員協議会と共催で、三郷市内では初めて、国の行政機関、地方公共団体、弁護士会・税理士会など 13 機関により、

「三郷一日合同行政相談所」を開設します。

登記や税金、年金・保険、道路、雇用・労働など行政に対する苦情、要望のほか、相続・遺言、相隣関係等、

様々なご相談を「ワンストップ」でお受けします。

相談は無料、秘密は厳守します。



行政相談所の様子

10/7(水)
開設

(受付)
10時から
15時30分まで
(相談対応)
10時15分から16時まで

○場所：三郷市文化会館 大会議室

(JR 武蔵野線三郷駅北口から徒歩15分)

※ 予約は不要ですが、受付は先着順ですので、受付後にお待ちいただく場合や、受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

※ 「行政相談」とは、総務省が行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、国民(相談者)と関係行政機関の間に立ち、あっせん等を行い、その解決を促進するものです。

本件照会先：行政相談課 奥山、外崎
TEL：048-600-2311、FAX：048-600-2335
電子メール：knt31@soumu.go.jp

どんな内容の相談
を受けてくれるの？



道路

- ・道路に穴があるので補修してほしい
- ・この道路工事はいつまで続くの？
- ・道路の段差をなくしてほしい

など

保険・年金・社会福祉

- ・国民年金、厚生年金の受給手続は？
- ・生活保護について
- ・障害者手帳の交付を受けるには？

など

労働

- ・雇用主が賃金を払ってくれない
- ・休業補償や傷病手当金について
- ・雇用保険（失業手当）について

など

登記・遺言

- ・土地、建物の名義を変更するには？
- ・権利証を紛失した場合、どうすればいいの？
- ・遺言書の作成方法は？

など

法律

- ・契約書の作成方法は？
- ・土地の境界争いの解決方法は？
- ・遺産相続の話し合いが進まない

など

税金

- ・土地、建物を売買した時の税金は？
- ・相続した時の税金はいくらになるか？
- ・生前贈与にかかる税金は？

など

子ども・生活

- ・学校で子どもがいじめられている
- ・高齢の両親の今後が心配
- ・パートナーのDVについて

など

その他

- ・どこで手続すればいいの？
- ・窓口職員の説明がよく分からなかった

など

参加機関は？

<input type="checkbox"/> さいたま地方法務局 草加出張所	<input type="checkbox"/> 三郷市民生委員・児童委員協議会
<input type="checkbox"/> 埼玉労働局	<input type="checkbox"/> 埼玉弁護士会
<input type="checkbox"/> 関東地方整備局	<input type="checkbox"/> 埼玉司法書士会
<input type="checkbox"/> 日本年金機構 越谷年金事務所	<input type="checkbox"/> 関東信越税理士会 埼玉県支部連合会
<input type="checkbox"/> 埼玉県	<input type="checkbox"/> 埼玉行政相談委員協議会
<input type="checkbox"/> 三郷市	<input type="checkbox"/> 関東管区行政評価局
<input type="checkbox"/> 埼玉県人権擁護委員連合会	

<参考1>



「行政相談」とは？

総務省の行政相談は、国の行政についての苦情、意見・要望などをお聴きし、相談者と関係行政機関との間に立って、必要なあっせんを行い、苦情などの解決や要望などの実現を促進するとともに、国民の皆さまの声を行政の制度及び運営の改善にいかしています。

○ 「どのような業務が対象なの？」

行政相談の対象範囲は、以下のとおり、国の行政全般にわたっています。

- | | |
|--|-----------------|
| ① 国の行政機関が実施する業務 | ⇒例：国道、年金、登記など |
| ② 独立行政法人、特殊法人などの業務 | ⇒例：電話、高速道路など |
| ③ 法定受託事務（法令により地方公共団体（都道府県、市町村）が実施するとされている国の業務） | ⇒例：戸籍、パスポート発行など |
| ④ 国の委任または補助を受けて行われている業務 | |

したがって、「行政について苦情がある」、「こうしてほしい」、「行政機関の説明や対応に納得できない」、「どこに相談したらよいかわからない」などということがあれば、行政相談を御利用ください（相談は無料です、秘密は厳守します）。

○ 「どこで聞いてくれるの？」

① 管区行政評価局・行政評価事務所

総務省は、各都道府県庁所在地に、管区行政評価局・行政評価事務所を設置し、行政相談を受け付けています。埼玉県内には、「関東管区行政評価局」が設置されています。

○総務省 関東管区行政評価局（首席行政相談官室）

〒330-9717 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館19階

電話：おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん0570-090110（全国共通番号）

FAX：048-600-2336

インターネット（相談受付専用）：「行政相談受付」で検索

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

○さいたま総合行政相談所（JR武蔵浦和駅南ビル「マーレ」2階）

○東京総合行政相談所（西武池袋本店7階）

② 行政相談委員

全国の市町村には、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」（全国で約5,000人、埼玉県内には185人）が配置され、国民の皆さまの身近な相談相手として活躍しています。

行政相談委員が開設している相談所については、関東管区行政評価局やお近くの市役所・町村役場までお尋ねください。

<参考2>

主な行政相談事例

- 通学路における子どもの安全を確保してほしい。

(相談要旨)

行政相談委員が地元の小学校において出前教室を開催したところ、「通学路において、道路上の『学童注意』を示す表示が消えてしまっており、大型車も通る道なので大変危険である。」との通学路における子どもの安全確保についての要望が出された。

(調査結果)

委員が早速現地確認を行ったところ、道路上の表示については、相談の「学童注意」ほとんど読み取れないほど消えてしまっているほか、減速マークの表示も消えかかっていることが確認された。また、近隣に工場が多いためか、トラックなどの大型車がよく見受けられた。そこで委員は現場の写真を撮り、それぞれの事案について市の担当課に連絡した。

(改善状況)

委員の活躍の結果、道路上の表示については、明確に表示がなされた（下の画像参照）。

消えかかっていた路面表示



改善前



改善後
(減速マークも明確になった)

- 身体障害者用改造車の補助金について、市の説明どおりに改造車の購入後に申請したところ、所得額が基準を超えているとして、受けられなかった。他市町村のように、改造車の購入前に補助金の交付決定までするようにしてほしい。

(相談要旨)

身体障害者自動車改造費補助金を申請するため、A市役所の福祉担当窓口にご相談したところ、「改造車を購入後に申請してください。」との説明を受けた。説明に従い車を購入後に申請したところ、所得額が基準を超えているとして補助金を受けられなかった。以前住んでいた市町村のように、改造車の購入前に補助金の申請、交付決定までするようにしてほしい。

(調査結果)

- 1 身体障害者自動車改造費補助金（以下「補助金」という）は、厚生労働省の地域生活支援事業のメニューの一つであり、国からの補助（補助率：1/2）を受け、市町村がそれぞれ独自に定めた要綱に基づき交付している。また、埼玉県内の市町村は全て同補助金事業を実施している。
- 2 A市に照会したところ、「A市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱」では、補助金の申請受付が改造車の購入前なのか購入後なのかを明示していないが、申請書の添付書類に自動車車検証の写しがあることから、運用上、改造車の購入後に申請するよう市民に求めているとの説明があった。
また、所得額については、同要綱において、世帯所得として特別障害者手当の所得制限限度額を超えない金額と定めている。
- 3 周辺市町村の身体障害者自動車改造費補助金の交付に係る要綱等をみると、補助金の申請受付の時期については、全て「改造車の購入前」としている。さらにこれら市町村の中には、ホームページ上で「申請前に購入された場合は補助金を支給できません。」とまで掲載しているものもみられた。

(改善状況)

当局の調査結果に基づき、現在A市が行っている「改造車の購入後の手続」では本件相談のような不合理が生じることから、「改造車の購入前の手続」に改めるよう検討を依頼したところ、同市は、補助金の手続の運用を改め、改造車の購入前に申請を受け付けて交付の決定まで行うように改善した。なお、申請書の添付書類の「自動車車検証の写し」については、購入後に提出させるようにした。



困ったら一人で悩まず

行政 相談



社会福祉のこと



医療保険や年金のこと



道路など公共施設のこと



役所の手続きのこと



三郷一日合同行政相談所

10月7日(水)10時15分～16時

(受付は10時～15時30分まで)

三郷市文化会館大会議室(三郷市早稲田5-4-1)

行政機関、弁護士、司法書士、税理士などが参加し、登記、労働、雇用、道路など行政に関するお困りごとや、相続、遺言など様々な法律問題についてご相談をお受けします。相談は無料、予約も不要です。

お問い合わせ先：総務省関東管区行政評価局 (048-600-2311)

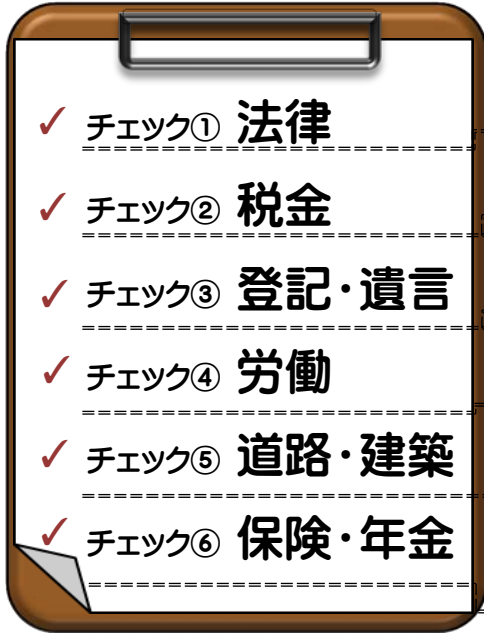
参加行政機関等

- さいたま地方法務局 ●埼玉労働局 ●関東地方整備局 ●日本年金機構越谷年金事務所 ●埼玉県 ●三郷市
- 埼玉県人権擁護委員連合会 ●三郷市民生委員・児童委員協議会 ●埼玉弁護士会 ●埼玉司法書士会
- 関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ●埼玉行政相談委員協議会 ●関東管区行政評価局

こんなお悩みはありませんか？

お困りごとチェックシート

- 遺産相続の話合いが進まない 土地の境界争いの解決方法は？
- 相続した時の税金はいくら？ 生前贈与にかかる税金は？
- 土地、建物の名義を変更したい 遺言書の作成方法について知りたい
- 雇用主が賃金を払ってくれない！ 雇用保険(失業手当)について
- 道路の穴や段差を直してほしい 家を建てる場合の規制は？
- 介護保険制度について知りたい 年金の受給手続きについて知りたい



- その他にも、暮らしの中でのお困りごとや分からないことがあれば、お気軽にご相談ください！



文化会館東
交差点

< 会 場 >
三郷市文化会館
大会議室

(JR三郷駅北口から徒歩 15 分)

※ 予約は不要ですが、受付は先着順です。
受付開始は 10 時からです。

行政相談委員による定例相談所

総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が、皆様からの行政に関する苦情や意見・要望を、難しい手続なしで受け付け、総務省関東管区行政評価局と連携して、公正・中立の立場で、その解決や実現を促進しています。

相談日	第3火曜日	場 所	青少年ホーム	時 間	13時から16時まで
-----	-------	-----	--------	-----	------------